



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 96/2018年12月
発行日：2018年12月25日

今年の流行語大賞は『そだねー』に決まったそうですが、2月の平昌オリンピックでの女子カーリングチームの言葉だと思えば、遠い過去のような気がします。これも、いろんな出来事が、既存のマスコミのほか、ネットやSNSで洪水のように情報が押し寄せるせいでしょう。ともあれ、『和を以て貴しとなす』日本人にふさわしい言葉が選ばれたことは、喜ばしいことではないでしょうか。個が確立されているとされている欧米のチームが、同様の言葉を発していたら、何か違和感がありますよね。『私は、そうは思わない』と言って議論を始めるのが似合います（偏見）。その意味では、カーリングは、日本人に向いているスポーツなのかもしれません。今年もあと少し、あと少しを乗り切るために四苦八苦している方も多いと思いますが、元気に頑張ってまいりましょう。

I. 最新情報（2018年11月1日～2018年11月30日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2018年11 月19日	意見	「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」に対する意見について	2018年8月30日に企業会計基準委員会から「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この意見募集に対する意見を取りまとめ、2018年11月15日付で企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2018年11 月16日	公開 草案	「国立大学法人 会計基準」及び「国 立大学法人会計基 準注解」に関する 実務指針」の一部 改訂について（公 開草案）	<p>国立大学法人等の会計に関する認識、測定、表示及び開示について定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（以下「国立大学法人会計基準」という。）が、2018年6月11日に文部科学省の国立大学法人会計基準等検討会議において審議・決定されました。</p> <p>これに伴い、国立大学法人会計基準の実務上の取扱いについて定める「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」について、改訂の検討を行ってまいりました。</p> <p>この度一応の見直しを終え、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	【募集終了】

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2018年11 月01日	研究 報告	非営利法人委員会 研究報告第39号 「農業協同組合等 への会計監査人監 査の導入に係る農 林中央金庫等との 連携に関する研究 報告」の公表につ いて	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、非営利法人委員会研究報告第39号「農業協同組合等への会計監査人監査の導入に係る農林中央金庫等との連携に関する研究報告」を、2018年11月1日付けで公表いたしましたので、お知らせします。	—
2018年11 月20日	実務 指針	「非営利法人委員 会実務指針第34 号「公益法人会計 基準を適用する公 益社団・財団法人 及び一般社団・財 団法人の財務諸表	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）は、2018年11月15日に開催された常務理事会の承認を受けて、「非営利法人委員会実務指針第34号「公益法人会計基準を適用する公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」を2018年11月15日付けで公表いたしましたので、お知らせします。	2010年3月 12日以降終 了する監査か ら

		に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について		
--	--	--	--	--

5. IT 関係 (IT 委員会)

特になし

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2018 年 11 月 08 日	意見	国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 公開草案「国際監査基準 315 (改訂)「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」に対するコメントの提出について	2018 年 7 月 16 日に、国際会計士連盟 (IFAC) の国際監査・保証基準審議会 (IAASB) から、 公開草案「国際監査基準 315 (改訂)「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」 (Exposure Draft, ISA 315 (Revised), Identifying and Assessing the Risks of Material Misstatement) が公表され、広く意見が求められました (意見募集期限: 2018 年 11 月 2 日)。 また、日本公認会計士協会では、この公開草案に対するコメントをとりまとめ、2018 年 10 月 17 日常務理事会の承認を経て、IAASB に提出いたしましたのでお知らせします。	—

Ⅱ. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

平成30年11月30日、「監査上の主要な検討事項」(KAM)の記載を盛り込んだ改正監査証明府令等が公表され、原則平成33年3月以降終了年度から上場会社に適用(経過措置規定あり)されることとなりました。これから、各種解説本・解説記事が多く出されることになると思いますので、ここでは、簡単にポイントだけ触れたいと思います。

1. 適用範囲

金商法監査の監査報告書

2. 監査報告書への新たな記載事項

監査上の主要な検討事項(意見不表明の旨及びその理由を記載する場合を除く)

監査法人が監査の過程で、監査役等と協議した事項のうち監査及び会計の専門家として特に重要と判断した事項をいう。

- ①財務諸表等において監査上の主要な検討事項に関連する開示が行われている場合には、当該開示が記載されている箇所
 - ②監査上の主要な検討事項の内容
 - ③監査上の主要な検討事項であると決定した理由
 - ④監査上の主要な検討事項に対する監査における対応
- ※連結・単体同一の内容が記載される場合、単体にその旨を記載し、連結は省略することができる。

3. 適用時期

平成30年11月30日から。但し、以下の経過措置が規定されている。

- ①KAMに関する規定は、平成33年3月31日以降に終了する連結会計年度及び事業年度の監査証明について適用。ただし、平成32年3月31日以降に終了する連結会計年度及び事業年度に早期適用可。
- ②③ 略

4. 雑感

KAM(Key Audit Matters)は2013年に英国で始まり、2014年EUで社会的影響度の高い事業体で導入が決定され、その後国際監査基準や米国にもひろがっているそうです。

このような国際的流れからは、日本も導入せざるを得なかったと思われそうですが、横並びをもって貴しとなす、という我が国の企業のメンタリティから、果たしてどこまで踏み込んだ記載がなされるのでありましようか。実務の落ち着きどころが非常に気になるところです。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703